

第2次山県市シティプロモーション事業推進業務委託 仕様書

1. 目的

山県市は、県都岐阜市に隣接し、名古屋市まで公共交通機関で約1時間弱の地理的好条件にありながら、人口減少に歯止めがかからず、出生数減少、転出超過、空き家の増加、地域の担い手不足などの課題を抱えている。さらに、「人口戦略会議」による「令和6年地方公共団体持続可能性」分析レポートによると、本市が消滅可能性自治体の一つに挙げられ、人口減少対策は喫緊の課題となっている。

本市では平成27年度から認知度向上、交流・関係人口増加を目的としてWebサイト「YAMAGATA BASE」を中心に各種シティプロモーション事業を展開してきた。「YAMAGATA BASE」は平成29年度から毎年度ページ閲覧数が100万回を超えるなど人気のWebサイトとなり、本市の認知度向上に大きく寄与した。

令和4年度までのシティプロモーション事業では、「山をデザインする」をテーマに風光明媚な観光資源が多い美山地域を重点的に事業展開してきた。令和5年度からは「第2次シティプロモーション事業」として、従来のシティプロモーションとは別視点の事業を試行・検証し、本市の玄関口である高富地域の活性化が重要という知見を得た。

本業務では、過去のシティプロモーション事業や調査、計画を取り巻く環境を総括的に分析し、本市の魅力、強み、課題等を把握し、今後の本市にとって効果的なシティプロモーション戦略を策定する。

戦略策定後、継続的な交流・関係人口拡大を目的として、市の来訪者やリピーターを獲得するため、市民主導かつ効果的なシティプロモーション事業を展開することを目的とする。

2. 名称

第2次山県市シティプロモーション事業推進業務委託

3. 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

4. 委託期間

契約の日から令和7年3月14日(金)まで

5. 業務内容

(1) 戦略書の作成

①現状・将来動向の把握・分析

公的な統計調査を収集するとともに、市の新たな最上位計画「自然と活力調和プラン」で示されるまちづくりの基本理念、将来像等市政の方向性を確認の上、過去に本市が実施したシティプロモーション事業等を総括的に分析することで、社会情勢や時代の潮流のほ

か、本市の地域特性や魅力、強み、課題等を把握する。

②コンセプト策定

情報・データを整理した上で、本市と協議の上、シティプロモーション事業のコンセプトを設定する。

③戦略策定

設定したコンセプトに基づき、目的達成までのシナリオやターゲティング設定、メディアの活用策、具現化するための行動などを戦略として策定する。

ア 基本目標等の検討

イ 戦略の検討

ウ KPIの検討

エ 推進体制、進行管理手法の検討

オ 最終調整、文案作成の支援

④市民主体型の推進体制の構築

継続的な交流・関係人口の拡大に繋げるため、市民主体により効果的かつ継続的に推進する手法を本市と協議して検討し、その運営や進行管理を行う。

⑤戦略書の作成

戦略の内容を市民等に広く周知するための戦略書の企画構成、図表・グラフ等の作成、構成、データ作成等納品までの業務一式を行う。

(2) 第2次シティプロモーション事業の実施

①交流・関係人口の増加を目的とした第2次シティプロモーション事業の実施

(1)で作成した戦略書に基づき、交流・関係人口増加を目的とした事業を提案・実施する。

但し、本業務では従来のシティプロモーション事業や類似事業と別の切り口で行うため、動画制作や写真撮影、有名人を起用したPR、観光冊子の製作等は求めている。

なお、令和5年度の検証で得た「高富地域の活性化」を基本的なテーマとしつつも、目的を達成する他のテーマの提案を妨げるものではない。

※過去の事業は別添「山県市におけるシティプロモーション事業の変遷」及び「山県市におけるシティプロモーション類似事業例」等参照

②YAMAGATA BASEの新たな提案

本市の認知度向上、交流・関係人口の増加を目的とし運営しているYAMAGATA BASE及び付随するInstagramのアカウントについて、現状を分析し、今後の活用方法を提案する。なお、必ずしも継続・発展に限ったものではなく、廃止を妨げるものではない。

③その他

本業務に関連する効果的なシティプロモーションに繋がる提案事項

6. 組織体制等

本業務の効率的運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

7. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、山州市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、山州市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8. 成果物

- (1) 成果物は、期限内に次のものを提出すること。
 - ① 各種活動実績報告書、打ち合せ資料、行動・実施スケジュール及び議事録を実施の都度、速やかに提出すること。
 - ② 事業終了後は、速やかに上記①をまとめた最終的な各活動実績報告書および企画書（効果検証報告を含む）を提出すること。
 - ③ その他山州市が必要とするもの
- (2) その他留意事項
 - ・ 受注者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
 - ・ 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は山州市に帰属する。
 - ・ 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

9. 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

10. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受注者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人

に対し山口市へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。

(3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は山口市に帰属するものとし、山口市の指示に従い提供を行うこと。

(4) ここに定めのないことについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」に定める。

11. その他実施上の留意点

(1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。

(2) 山口市が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山口市と受注者双方による協議のうえ決定する。